

## 2018年保健省告示第388号「製造、輸入、販売を禁止する所定食品」 に基づくガイドライン

### 告示のポイント

1. 部分水素添加油脂及び部分水素添加油脂を原材料として含む食品については、製造、輸入又は販売を禁止する食品に指定する。
2. 本告示は2019年1月9日より施行するものとし、それ以降は部分水素添加油脂及び部分水素添加油脂を原材料として含む食品の製造、販売又は輸入を行ってはならない。なお、輸出のための製造も行ってはいけない。
3. 食品法（1979年）第6条第8項に基づき公布された告示に違反した者は、同法第50条に基づく処罰として、6カ月以上2年以下の懲役及び5,000バーツ以上20,000バーツ以下の罰金を科すものとする。

**「トランス脂肪の主な発生源となる部分水素添加油脂の製造、輸入又は販売を禁止する。**

**しかしこれは、検査によって食品からトランス脂肪が検出されることを禁止するものではない。」**

### 告示の範囲

「部分水素添加油脂（Partially Hydrogenated Oils, PHOs）」とは、植物及び動物から得られ、部分水素添加（Partial hydrogenation）によってトランス脂肪酸を発生させるすべての種類の油及び油脂のことを意味する。

なお、例えば以下のような、その他の工程を通じて得られる油及び油脂は含まない。

- 完全水素添加（Fully hydrogenation）
- 油の混合（Oil blending）
- エステル交換（Inter-esterification）
- 分留（Fractionation）

### 部分水素添加による油及び油脂が使用される可能性のある食品

- マーガリン（Margarine）
- ショートニング（Shortening）
- 水素添加油脂（Hydrogenated Oils）
- パイ、パフ、パン菓子、ケーキ、クッキーなどのベーカリー製品
- 部分水素添加油脂を使用し、大量の油を使って揚げた食品。表面はパリッと黄色く、中はふんわりとした状態の良い食品に仕上げるために、高温で調理する必要がある。例：揚げドーナツ
- 食品ラベルの主要原材料表示に「マーガリン、ショートニング、植物油」を原材料として含むと記載されている食品

なお、精製された植物油又は食用油（Refined edible oil/Refined cooking oil）、及び当該油を原材料として含む食品を含まない。

## 適法な事業実施のためのガイドライン

### ○ 食品製造者、輸入者、販売者の準備体制

製造者、輸入者、販売者は、製造、輸入又は販売する食品に関し、以下のように場合に応じて、部分水素添加による油及び油脂、並びに部分水素添加による油及び油脂を原材料として使用する食品を製造、輸入又は販売しない義務及び責任を負う。

- 油及び油脂の製造者

部分水素添加を利用しないよう、油及び油脂の製造工程を変更する。かつ、購入者又は使用者に部分水素添加を利用していないことを確信させる工程又は手順を有しなくてはならない。例えば、油及び油脂の製造工程を保証する確認証 (Letter of Confirmation)、製品規格書 (Specification) 又は成分分析証明書 (Certificate of Analysis) (存在する場合) を発行する。

- 油及び油脂の輸入者

国外の製造者と意思疎通を図り、輸入する油及び油脂が部分水素添加を利用していないことを確実にしなくてはならない。例えば、国外の製造者に対して、油及び油脂の製造工程を保証する確認書 (Letter of Confirmation)、製品規格書 (Specification) 又は成分分析証明書 (Certificate of Analysis) (存在する場合) を請求する。

- 食品の製造者

食品に使用する原材料を変更することによって、製品の処方を変更しなくてはならない。原材料は、部分水素添加を利用していない油及び油脂を構成要素としていない原材料でなくてはならない。(訳注:「部分水素添加を利用していない油及び油脂を構成要素とする原材料でなくてはならない」の誤りと考えられる。) 例えば、使用する原材料又は油及び油脂の製造者又は輸入者に対して、油及び油脂の製造工程を保証する確認書 (Letter of Confirmation)、製品規格書 (Specification) 又は成分分析証明書 (Certificate of Analysis) (存在する場合) を請求する。

- 食品の輸入者

国外の製造者と意思疎通を図り、輸入する食品が部分水素添加を利用していないこと、又は部分水素添加による油及び油脂を含む原材料を構成要素として含まないことを確実にしなくてはならない。例えば、国外の製造者に対して、使用する食品及び原材料の双方について、成分構成・製造工程を保証する確認書 (Letter of Confirmation)、製品規格書 (Specification) 又は成分分析証明書 (Certificate of Analysis) (存在する場合) を請求する。

- 原材料 (油及び油脂、マーガリン、ショートニング) を用いる食品の販売者

原材料が部分水素添加による油及び油脂ではないこと、又は部分水素添加による油及び油脂の成分を含まないことを確実にしなくてはならない。例えば、原材料として使用する食品の製造者又は輸入者に対して、成分構成・製造工程を保証する確認書 (Letter of Confirmation)、製品規格書 (Specification) 又は成分分析証明書 (Certificate of Analysis) (存在する場合) を請求する。

- 食品の販売者

販売する製品が部分水素添加による油及び油脂の成分を含まないことを確実にしなくてはならない。例えば、食品の製造者又は輸入者に対して、成分構成・製造工程を保証する確認書

(Letter of Confirmation)、製品規格書 (Specification) 又は成分分析証明書 (Certificate of Analysis) (存在する場合) を請求する。

- **食品・薬品通関** (訳注: Bureau of Import and Export Inspection) において提示する**証拠書類** 部分水素添加による油及び油脂を構成要素として使用している可能性のある食品を輸入する際に、輸入者が食品・薬品通関において提示する**証拠書類**については以下のとおり。
  - 油及び油脂、マーガリン、ショートニングの輸入者は、以下のような国外の製造者からの書類を提示しなくてはならない。
    - 油及び油脂の製造工程を保証する確認書。製造者から入手した書類の原本、又は製造者から入手した書類の Notary Public 若しくは Chamber of Commerce の認証を受けた複写でなくてはならない。
    - 油及び油脂の品質規定事項 (訳注: specification と同趣旨と考えられる。) (存在する場合)
    - 成分分析証明書 (存在する場合)
  - 食品の輸入者は、以下のような国外の製造者からの書類を提示しなくてはならない。
    - 製品の成分構成を保証する確認書。なお、製造者から入手した書類の原本、又は製造者から入手した書類の Notary Public 若しくは Chamber of Commerce の認証を受けた複写でなくてはならない。
    - 部分水素添加による油及び油脂を構成要素として使用している可能性のある原材料の製造工程を保証する確認書。なお、製造者から入手した書類の原本、又は製造者から入手した書類の Notary Public 若しくは Chamber of Commerce の認証を受けた複写でなくてはならない。(存在する場合)
    - 食品及び原材料の品質規定事項 (存在する場合)
    - 食品及び原材料の成分分析証明書 (存在する場合)

#### **製造、輸入、又は販売場所において提示する証拠書類**

製造者、輸入者又は販売者の**証拠書類**については、検査担当者に提示するために、また、製造、輸入又は販売において部分水素添加による油及び油脂を構成要素として使用している可能性のある食品が、部分水素添加による油及び油脂を使用していないことを確かにするために、製造、輸入又は販売場所に提示しなければならない。

- 製品の成分構成・製造工程を保証する確認書。なお、製造者から入手した書類の原本、又は製造者から入手した書類の Notary Public 若しくは Chamber of Commerce の認証を受けた複写でなくてはならない。
- 部分水素添加による油及び油脂を構成要素として使用している可能性のある原材料の製造工程を保証する確認書。なお、製造者から入手した書類の原本、又は製造者から入手した書類の Notary Public 若しくは Chamber of Commerce の認証を受けた複写でなくてはならない。
- 食品及び原材料の製品規格書 (存在する場合)

## ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

- 製品の品質基準分析結果報告書（訳注：letter of confirmation と同趣旨と考えられる。）（存在する場合）

なお、審査の一部として、トランス脂肪量を分析するために、部分水素添加による油及び油脂を構成要素として使用している可能性のある食品のサンプル抜取検査を実施する可能性がある。

追加情報の問合せ先：（訳注：食品医薬品局）食品事務局基準決定グループ 電話番号 02-590-7185

FAX 02-591-8476 E-mail: [p2food@fda.moph.go.th](mailto:p2food@fda.moph.go.th)

（注）この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。